

自主研究会設置要綱の改定（案）の理由

7月10日開催の自主研究会選定委員会での指摘事項とその対応

- ◇ 構成員における会員数割合のこと → 構成員の過半数が会員という規定に達していない
第3条第2項に関する事

第3条 「自主研究会」の構成は以下の通りとする。

2. 構成員の過半数は関西道路研究会会員とする。異業種からの意見・情報を得ることを目的に会員以外の参加を歓迎する。

会員を基本とするとして、過半数という文言を外す。

- ◇ 構成員の変更 → 後から参加したいという人がいた場合の措置
条文として規定されていない

第3条に構成員の追加変更ができるよう項目を追加する

- ◇ グループ予算のこと → グループが増えれば予算がついていけなくなるのでは
第5条第1項に関する事

第5条 「自主研究会」は、調査研究に必要な運営費として、旅費、会場費等を、年間10万円、総額20万円を限度に補助を受けることができる。ただし、当該年度に設立される自主研究会グループ数により限度額が削減されることがある。また、補助された運営費は年度ごとに精算し、会長に会計報告しなければならない。

特に変更の必要はない。

- ◇ 研究成果の公表方法 → 成果を公表するのはどのように考えているか
第5条第2項に規定されている。

第5条

2. 「自主研究会」は、その設立から2年以内に研究報告会を開催しなければならない。

報告会開催としているが、この他報告書の（会長へ）提出のみも可とする。なお、報告書については、できるだけ関道研HPに掲載することが出来るようにする。

- ◇ 選定委員のこと → 委員が選定されていない
第6条に関する事項

第6条 選定委員会は、関西道路研究会会長及び会長に指名された副会長、評議員により構成する。

2 選定委員は、5名程度とし、委員長は会長があたり委員会を総理する。

少人数の選定委員で選定するより、評議員会を選定委員会（7月10日第1回選定委員会の場合）とした方が、多くの意見を聴取でき実のある議論になるのではないか。第6条第1項、2項は改定の必要あり